

# 外国出版物の購入価格問題に関する調査研究

## 一報告書一

平成元年6月

国立大学図書館協議会

外国出版物購入価格問題調査研究班

## 目 次

はしがき .....	1
第1章 概説 .....	2
1. 外国出版物購入をめぐる社会状況の変化 .....	2
2. 外国出版物購入価格問題調査研究班の活動 .....	3
3. 外国出版物購入に係る従来の方法と課題 .....	4
(1) 価格設定の方法 .....	4
1) 外貨建て方式 .....	4
2) 円建て方式 .....	6
(2) 外国出版物の購入契約に係る国際商慣習への対応 .....	6
第2章 競争原理の導入と価格問題 .....	8
1. 外国雑誌購入における競争原理の導入 .....	8
(1) 競争性を阻む障壁 .....	8
(2) 競争原理の導入と外資系企業の参入 .....	9
(3) 競争原理導入の方法と結果 .....	10
1) A大学の事例 .....	12
2) B大学の事例 .....	13
(4) 外資系企業の特徴 .....	14
1) A社の場合 .....	14
2) B社の場合 .....	14
2. 外国図書購入における競争原理の実現 .....	17
(1) 外国図書の契約の特徴 .....	18
(2) 競争原理導入の推進 .....	18
(3) 図書における競争契約の内容 .....	19
1) 仕様書の作成 .....	19
2) 参考見積の徴取 .....	20
3) 外貨調査 .....	20
(4) 競争原理導入の結果と評価 .....	21
1) 価格水準の変化と外資系企業の参入 .....	21
2) 契約履行上の問題点 .....	21
3) 予定価格積算にあたって .....	21
(5) 外資系企業の特徴 .....	21
1) 業務システム .....	22

2) 外資系図書取次業者における価格面の特質 .....	22
3) 納品処理状況 .....	23
第3章 予定価格の算出 .....	25
1. 外国雑誌の場合 .....	25
(1) 方法論 .....	25
1) 係数算出方法 .....	26
2) 仕入原価 .....	29
(2) 予定価格算出の例 .....	30
(3) 今後の課題 .....	30
2. 外国図書の場合 .....	31
(1) 予定価格算出の基本方式 .....	31
(2) 基本方式(その1) .....	32
1) 手数料率の算出 .....	32
2) 算出結果とその分析 .....	34
(3) 基本方式(その2) .....	34
1) 係数の算出 .....	34
2) 算出結果とその分析 .....	35
(4) まとめ .....	36
第4章 外国図書の直接購入 .....	37
1. 直接購入の対象資料 .....	37
2. 直接購入事務の実施経過 .....	37
3. 直接購入事務の分析 .....	38
(1) 購入価格について .....	38
(2) 直接購入に係る諸経費について .....	40
(3) 直接購入における予定価格の算出 .....	41
(4) 購入事務について .....	42
4. 直接購入の問題点 .....	42
(1) 契約方式の問題 .....	42
(2) 支払方法の問題 .....	42
(3) 未着図書の問題 .....	43
5. 直接購入の課題 .....	43
(1) 契約基準の整備 .....	43
(2) 通知書の検討 .....	43
(3) 職員の養成 .....	43
(4) 消費税について .....	43
第5章 円建てものと並行輸入の促進に関する諸問題 .....	49

1. 円建てものの現状 .....	49
2. 並行輸入の考え方 .....	49
3. 並行輸入による購入価格の事例 .....	51
第6章 価格協議をめぐる諸問題 .....	55
1. 従来 of 価格協議の方式に対する公正取引委員会の見解 .....	55
2. 大学側の対応 .....	55
3. 協議方式の変更にとまなう効果 .....	56
4. 今後の検討課題 .....	57
第7章 外国雑誌購入における法令上の諸問題 .....	58
1. 外国雑誌の出版形態と会計年度 .....	58
2. 予約発注と前金払い .....	58
3. 契約方式と特定調達契約手続 .....	59
4. 予定価格と雑誌購入価格 .....	59
5. 為替レートと予約送金 .....	60
6. 契約条項とクレーム処理 .....	60
「外国出版物購入価格問題調査研究班」の設置について .....	62
「外国出版物購入価格問題調査研究班」の構成 .....	62
「外国出版物購入価格問題調査研究班」の委員名簿 .....	63

## は し が き

本調査研究班が、昭和63年6月に第一次報告書を発表してからちょうど1年が経過した。しかし、この1年は、国立大学図書館にとっては、従来の数年分にも匹敵するような急激な変化を経験した1年となった。

すなわち、外国出版物の購入という事務を通して、国立大学図書館も又、日本経済全体の国際化への対応の渦の中に否応なく投げ込まれ、国際的な経済構造・流通構造への視野なくして日常業務を行い得ないという事態に直面した1年となったのである。昭和60年代初頭の急激な円高傾向にともなう円高差益の還元という国内的な対応から、一步踏み込んだ国際的な対応を必要としたのである。

具体的には、一つは昭和62年度政府補正予算による外国図書購入を契機として実行された国際的な競争原理に基づく購入契約方法の導入であり、いま一つは、海外書籍取次業者の国内への積極的な参入により実現を見た国際的な流通経路の合理化、すなわち直接購入の試み及び並行輸入の試みである。

これらの実践例によって国立大学図書館の外国出版物購入事務は、本調査研究班の第一次報告書に示した係数方式や円定価からの割引方式という従来の外国図書購入の価格設定方式に加えて、新たな方法を付け加えることの端緒を開くことができたといえる。

本調査研究班は、2年目の調査研究作業の重点として、1. 競争原理に基づく契約方法による外国出版物の取扱、2. 直接購入による外国出版物の取扱、及び3. 並行輸入についての実践例をもとに調査・分析・検討を行うとともに、4. 外国為替相場の変動に即応するとともに、適切な手数料及びディスカウント率を加味した予定価格作成方法について試案を提示することとした。

本報告書は、それらを取りまとめたものである。とりまとめにあたっては、国立大学図書館協議会加盟各館からの協力はもとより、一部、書店との価格協議の方法、並行輸入の考え方等に関し公正取引委員会事務局からも多大の御教示と御示唆を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

平成時代とともに、大学図書館は情報の流通という側面からだけでなく、物品（外国図書）の輸入という会計事務の側面からも、国際化への対応を余儀なくされる時代を迎えた。本報告書が大学図書館における外国出版物の購入に関する共通理解と事務の合理化への一助となれば幸いである。

平成元年6月

外国出版物購入価格問題調査研究班

## 第1章 概説

### 1. 外国出版物購入をめぐる社会状況の変化

国立大学図書館協議会が、昭和62年7月に「外国出版物購入問題調査研究班」の設置を決定することとなった大きな要因の一つは、昭和60年初めから急激に進行した円高傾向による外国為替相場の変動であった。これにより、輸出産業の低迷の中で輸入産業は、多大な利益を得ているといわれた。外国出版物の輸入においても、円高による多大な差益があるのであれば国立大学図書館としてもその差益還元を享受してしかるべきである。そのためには、とかく不明瞭といわれた外国出版物購入価格の構成要素を明確にし、外国為替相場の変動にも即刻対応し得る外国出版物の適正な購入価格を設定するための方法等について調査研究しようというものであった。しかるところ、外国為替相場はその後においてもより一層の円高傾向を強め、昭和63年11月には史上最高の高値をつけ1ドル121.85円にまでなった。例えばUSドルについて、外国雑誌購入契約の基準となる10月1日～15日間の平均為替レートでみると、1985年では247.95円であったものが1989年には125.50円となり、わずか4年で2倍もの急騰を見たのである。

一方、輸入より輸出産業に重点をおく日本の経済進出は、国際的な脅威となり、米国のみならずヨーロッパにおいても、日本に輸入の拡大を図るよう求め始めた。昭和62年初頭には、我が国の貿易不均衡の改善に関する国際的な圧力は、日本政府による外国製品の大規模な輸入、すなわち政府間調達の実現を見るまでに至った。

政府は、昭和62年度の政府補正予算によって多大な外国物品の調達を行ったが、その中には外国出版物（特に図書）も対象とされ、国立大学図書館だけでなく国立国会図書館をも含め、大量の外国出版物の輸入が行われた。国立大学をみると合計30億円の外国出版物が輸入された。それらの外国図書は、コレクションものについては13の大学で購入され、単行書については12の大学で購入手続きがとられた後95の国立大学全てに供給された。他方、この両三年において、外国資本による書籍取次業者（いわゆる外資系企業）の国内への参入は目を見張るものがあった。従来国内の書籍取次業者（いわゆる国内書店）に依存してきた国立大学図書館において、外国資本書籍取次業者の参入によって、外国出版物の輸入取扱の方法・価格設定等が、にわかに多様化してきた。我が国に営業所をもつ外国資本書籍取次業者の国立大学図書館への積極的なアプローチのみならず、少数ではあるが、海外の事務所から来日して国立大学図書館へ直接アプローチをする書籍取次業者も散見されるようになった。

これら国立大学図書館をとりまく外的な変化は、国立大学図書館における出版物購入の方法にも急激な変化をもたらした。すなわち、国際的な競争原理に基づく契約方法と、国際的な物品流通経路への合理的対応である。具体例にあげると、国際的な競争原理に基づく契約方法とは、政府間調達に係る外国出版物の契約作業手続きを契機

として実行された競争入札あるいは見積合わせ等による契約方式である。これによって、複数業者間で最も低い価格を提示したところから図書を購入することができた。国際的な物品流通経路への合理的対応については、直接購入と並行輸入による購入契約である。直接購入とは、国内の書籍取次業者の手を経ないで海外に事務所をもつ海外書籍取次業者等と国立大学附属図書館が直接的に購入契約を行うことをさすが、これによって、国内の書店から購入するよりも低い価格で購入することができた。並行輸入とは、国内代理店扱いの特定銘柄図書等について、それ以外の業者（それには国内業者のみならず外国資本の業者も含め）から並行して国内に輸入される外国出版物を購入することをいうが、これによって、代理店扱いの価格によって適正な価格の把握が困難であったいわゆる円建てのものに対しても、より低い価格で購入することができた。

これらの経験と事例は、いわばこの両三年の内に国立大学図書館が行った実践研究であったともいえるものである。本報告書の第2章以下に、これらの具体的事例の分析・報告を収載するので、詳しくはそれらを参照して頂きたい。この経験を通して国立大学図書館における外国出版物購入にかかる方法はより時代のニーズに対応し、かつ適正な価格による方法を新しく付け加えることができたといえる。こうして、国立大学図書館は昭和時代の末期において情報流通の国際化のみならず、物品（外国出版物）の購入に関しても急激に国際化の波にもまれ、未曾有の経験をする事となった。この国際化の傾向は今後更に進行するものと考えられ、平成時代を迎え今や、国立大学図書館は国際的な流通経路、国際的な経済構造の視野の中で活動をせざるをえない状況におかれたといっても過言ではない。

## 2. 外国出版物購入価格問題調査研究班の活動

本調査研究班は昭和62年7月の第32回国立大学図書館協議会において設置され、第一年次の活動を開始した。第一年次では、各国立大学図書館における外国出版物（雑誌、図書）購入に関わる現状の調査・分析を行った。その主たる調査・分析項目は次の通りであった。

- (1) 外国雑誌購入価格に関わる現状分析
  - (a) 外国雑誌流通上の特殊性
  - (b) 予定価格積算の現状（係数方式と値引き方式、事例分析、原価値上がり、卸ディスカウント）
  - (c) 円建て雑誌の現状分析（流通形式、カタログ円定価、予定価格）
- (2) 外国図書購入価格に関わる現状分析
  - (a) 流通上の特徴

- (b) 予定価格作成の現状（算出方式、事例分析）
- (c) 書店との価格協議（意義づけ等）
- (d) その他

### (3) 外国図書直接購入の試行

- (a) 直接購入に関わる会計手続きの調査
- (b) 直接購入マニュアルの作成
- (c) 試行結果の整理

### (4) その他

- (a) 外国出版物購入に関わるアンケートの実施
- (b) 第1次報告に対する協力館の意見の集約

## 3. 外国出版物購入に係る従来の方法と課題

その後、本調査研究班は、第二年次にはいっても引続き調査研究を進めてきたところである。第二年次には、①第一次報告書提出以後急激な変化が見られた外国出版物購入をめぐる社会状況の変化に鑑み、競争原理の導入による外国出版物購入の事例について分析を行うと共に、前年の調査結果をも踏まえ、②外国図書及び雑誌購入に係る予定価格算出方法の試案、③外国出版物の直接購入結果の分析、④外国出版物の円建て販売への対応などについての検討等を行い、それらを報告書として取りまとめることとした。

報告書においては、①外国為替相場の変動に即応するとともに適切な手数料率およびディスカウント率を加味した予定価格の算出方法の試案を提示するとともに、②従来の随意契約とは異なる契約方法として、競争原理を導入した契約方法による購入事例の紹介、③国際的な流通経路への合理的対応としての直接購入ならびに並行輸入による購入事例の紹介、④書店との価格協議をめぐる諸問題及び⑤外国雑誌購入における法令上の諸問題などを取り上げることとした。その詳細は、本報告書の第2章以下に新たな提案として記述したところであるが、それらの記述の理解を助けるために、第一次報告書に示した外国出版物購入に関する従来の方法による問題点とその対応についての要点を以下に述べておく。

### (1) 価格設定の方法

外国出版物の購入価格の決定方法は、概ね「外貨建て」による方式と「円建て」による方式に大別される。

#### 1) 外貨建て方式



外貨建て方式による外国出版物購入に際して、最もプリミティブな方式は、当該出版物の購入すなわち輸入時の外貨（C I F 価格）に契約時の実勢為替レートを掛け、それに輸入に係る諸経費及び手数料を加算した総価による方法である。これは、一般の輸入物品の購入価格の設定方法と同じである。しかし、外国出版物購入に際して、こうした方法は特殊大型コレクション等の場合には比較的容易であるが、通常ではなかなか容易ではない。それは、外国出版物の購入は一点一点が少額であり、かつ出版社が世界の各地に及んでいる、また大学においては継続的に相当量づつの発注があり、多量の出版物を一括して購入するケースはまれである、しかも原価の把握の困難な場合が多い等の理由からである。

そのため、国立大学図書館では、外貨建て方式のもう一つの方法としていわゆる「係数方式」といわれる方法が多く採用されて来た。これは、「当該出版物ごとの単価」を基礎に諸経費を積み上げて購入価格を設定する代わりに、あらかじめ設定した諸経費率を加算した比率を「係数」として設定し、当該出版物の外貨にその「係数」を掛けて購入価格を設定するものである。つまり大学図書館と外国出版物の輸入を取り扱う国内の書籍取次業者（いわゆる書店）との間で、外国出版物購入にかかる「換算レート」を各国通貨単位ごとに取り決める方法である。この換算レートによる「係数」は、基準とするある期間における実勢為替レートの平均値を算出し、この平均値を1としてこれに諸経費率を加算したものである。しかもこの諸経費率の設定は、図書においても雑誌においても、前年の契約時に設定した諸経費率の実績に準拠しながら、毎年、大学図書館と書店とが協議の上で決めていくものであった。

従って、諸経費の内容明細が不明瞭であるという点と、価格決定を大学と書店とが協議によって決めるという点において不明快な要素が生ずることとなる。まず、諸経費率についてはその意味する内容を特定し、根拠をもった数値による算出を行う必要がある。本報告書では第3章に予定価格の設定についての一つの考え方を提示した。

また、供給する側と供給を受ける側とが価格を協議するという価格設定の方式は、契約方式でいえば随意契約を想定したものであり、複数の供給者間による競争原理を排したものである。外国出版物取得にかかる特殊事情を勘案すると、大学側と書店との価格協議それ自体を一挙に廃止することは困難であるとしても、複数業者間における価格競争の考え方を取り入れる必要がある。これについては、第2章において国際的な競争入札又は見積合わせによる方法の実践例を紹介した。

外貨建て方式による実現可能な残された方法は、国内の書籍取次業者の手を経ないで、外国の出版社又は書籍取次業者から大学図書館が直接に出版物を購入する方法である。これによれば出版元価格及び手数料が明確になり、より廉価な価格で購入が可能となる。この方法は、いくつかの私立大学及び国立国会図書館では継続的に実行されていたものであるが、国立大学では特殊な例を除いて実績がなかった。第4章において、実践例を紹介するところであるが、図書については、国立大学の会計法に拠り

ながら対応することが可能な外国出版社及び書籍取次業者が多く見受けられるようになっては、雑誌については、なお検討が必要であろう。

## 2) 円建て方式

円建て方式とは、国内の書店が外国出版社との間に販売代理店契約を結んで円による販売定価を設定している場合に生ずるものである。特に総代理店契約による場合には、実態的には国内の販売権を独占することとなっている。これら円建てものの出版物は原価の把握が非常に困難であること、また代理店契約を結んでいる書店側は代理店方式の販売に伴うリスクに対する経費をも加算しがちであること等から、価格が高くなる傾向が見受けられる。この円建て方式は、近年特に外国雑誌に著しく増加している。国内における取扱件数は、1980年に460タイトルであったものが1987年には2,500タイトルに急増している。昭和62年9月に当調査研究班の実施した調査によれば全国立大学で購入している外国雑誌のうちタイトル数で23.5%、購入額で29%に達している。また、図書においても、リプリント物・セット物等高額の図書での円建て方式が増えてきている。

これらの円建て方式による外国出版物の購入については、当該出版物の出版元価格の把握に基づく適切な価格設定に努める他、独占的販売を切り崩していくような並行輸入の努力が必要であろう。並行輸入の考え方及び若干の例示を第5章に示したので参照願えれば幸いである。

### (2) 外国出版物の購入契約に係る国際商慣習への対応

外国出版物の購入に係る諸問題のうち、国立大学の図書館にとって最も解決の困難な問題の一つが、国際商慣習への対応であろう。購入物品の予定価額の算出方法の如何については、偏に国立大学図書館側の努力にかかっている。また、実際の購入価格を如何なる価額に設定するかについては、基本的には、当該大学図書館と書籍取次業者（いわゆる書店）との関係（多くは力関係であるが）で決定される。しかし、国際商慣習への対応については、国立大学図書館と書籍取次業者との間の問題であるとのみ等閑視できない要素を多く有している。

外国出版物の購入に関し、国立大学図書館にとって国際商慣習との違いが生ずる問題点は、国立大学図書館の会計事務が国の会計制度に基づいて行わなければならないということから起点している。具体的問題点の主な事項は2点あるが、一つは代金支払時期の相違であり、今一つは会計年度の相違である。

代金支払時期については、外国出版物は図書についても雑誌についても「支払付き予約」つまり「代金前払い」を行うのが国際商慣習の原則であるのに対し、国の会計制度では、物品の納入が確認されて後始めて支払が行われる「精算払い」つまり「代金後払い」が原則とされている点である。

会計年度については、国際商慣習では毎年1月から12月が1会計年度となっているのに対し、国の会計年度では毎年4月から翌年3月までを1会計年度とし、かつ、会計年度独立の原則をとっているため、一部例外を除いて、年度を越して支出・戻入を行うことができない点である。

この現行会計制度の下であっても、図書については、必要な場合には前金払いが認められている（予決令第57条）こと、及び第4章直接購入の章でも触れているように近年では外国の書籍取次業者であっても、大学図書館であることが明らかとなれば、代金後払いで対応する業者が増加していること等により、実質上の問題は殆ど生じなくなっている。

しかし、雑誌については、事情が少し異なってくる。外国雑誌の多くは、通常、毎年1月から12月号をもって1サイクルとして出版され、かつ、出版の前年の10月頃に「支払付き予約」をもって、購入契約が取り交わされるのが国際商慣習である。国の現行会計制度においては、雑誌についても「代金前払い」そのものは許容されている（予決令第57条）が、年度を越えることは、会計年度独立の趣旨から、行うことができない。現実には、本調査研究班の第一次報告書で述べたように、国内の書店は、前年秋に自社の資金調達により予約業務を代行しており、大学図書館に対しては、国立大学が実際に代金を支払う翌年4月迄に至る期間における金利を諸経費の中に入れて価格設定しているといわれている。このことは、第2章「競争原理の導入と価格問題」中第1項の（2）「競争原理の導入と外資系企業の参入」において紹介する外資系企業の場合においても、解決されているわけではない。

私立大学等においては、会計年度独立の制約がないため予約時に実質的な価格により外国雑誌の購入を行っている。限られた予算の有効活用の視点から、ぜひ、国立大学図書館の外国雑誌に当たっても、例えば繰越明許費、または国庫債務負担行為等の対象となる等、なんらかの会計制度上の裏付けをもって、年度を越えた予約、代金支払のできる方途の実現について、なお一層の検討が必要である。これら、外国出版物特に外国雑誌購入における法令上の諸問題の詳細については第7章に記載した。

## 第2章 競争原理の導入と価格問題

国の会計制度上、物品の購入契約の基本は競争契約であり、外国出版物の購入においても、競争契約によることが原則である。しかし、第一次報告書において述べたとおり国立大学の図書館においては、これまで大半が随意契約によって処理されてきた。それにも拘らず近年とくに競争性を重視するようになってきた直接的なきっかけは、外国為替相場における円高の進行に伴う国内販売価格の見直しの機運の高まりにある。多くの輸入物品の価格が円高の効果により値下がりの傾向を顕著に表わし始めた中で外国出版物の価格が依然として高いのではないかという、消費者の立場からのさまざまなクレームが出されてきたことは、新聞投書欄などにより紹介されてきたとおりである。一方、会計検査院の会計実地検査等においてもこの問題は近年の検査において一貫して重点事項の一つになっている。

こうした背景をもとに、外国出版物に関しても、従来通りの契約方式に対して見直しの気運が生まれ、国立大学の図書館としてあらためて競争原理の導入による購入契約を実現する必要に迫られてきた。

競争原理の導入という場合、そこには価格面での競争と、契約対象業者の範囲の拡大という二面の競争性を有している。

まず、価格面の競争は、入札による一般競争契約方式により実現される場合と、見積り合わせによって実質的な競争が行われる場合があげられる。次に、契約対象業者の範囲の拡大については、一般的には入札方式により実現されるものと理解されるが、さらに新たな要素として国際競争入札、あるいは国内業者を対象とした一般競争入札等であっても国内にエージェントをもつ外国資本による書籍取次業者（いわゆる外資系企業）の参入による国際的な契約対象業者の範囲の拡大が考えられる。ここでは一般競争入札及び見積り合わせによって実現された国内にエージェントをもつ外資系企業の参入による競争原理の導入について、実例を中心として以下にその内容を紹介することとする。

### 1. 外国雑誌購入における競争原理の導入

#### (1) 競争性を阻む障壁

国立大学の図書館で外国雑誌の購入契約に関し、従来競争原理の導入が実現しなかった大きな要因は概ね次の2点である。

- a. 外国雑誌は通常暦年で出版され、出版の前年に支払付き予約によって購入契約がされるという国際商慣習が、わが国の国立大学の会計制度になじまないこと
- b. 国立大学の会計制度が単年度主義であるため、毎年度競争入札が行われることとなり、その都度書店の大幅な変更が予想されるため安定供給が保証されにくい

こと

国の会計制度では物品供給契約では前年度に翌年度納入される物品を契約することは認められていない。まして、前年度に翌年度契約について入札行為をすることは許容されていない。会計制度上の困難さがここに存在する。しかしそれは従来の随意契約の方式においても解決されているわけではなく、現実には前年度において国立大学と書店との間で取り交わされる契約は、制度上は仮発注ともいふべきものであり、書店は支払付き予約に要する代金を立て替えて外国出版者に購入契約を行う。その上で、国立大学と書店は当該年度の当初にあらためて正式契約を行うのであるが、この前年度に行う「仮発注」は実質的な契約の効果を持っており、それ故前年度における契約の実態は定着しているといえる。

安定供給の確保については、書店の変更が安定供給を保障する鍵なのかどうか、果してそのような必然性にあるのか再検討の必要があろう。その理由として、まず外国雑誌を物流面でみた場合、各々の書店は直接には物流に関与していないことが現実である。また、業者の新規参入は国内の書店においても、しばしば存在していることも事実である。契約書店の固定化がストレートに安定供給確保につながると断定することはいささか短絡的な結論の出し方ではなかろうか。

## (2) 競争原理の導入と外資系企業の参入

次に、国立大学図書館における外国雑誌購入に際し、外資系企業の参入がみられなかった主な要因としては、以下の3点があげられる。

- a. 国の会計制度は単年度主義であり、かつ後払いを原則としているが、外資系企業は国際商慣習による前年度発注、前払いを原則としている。しかも、欠号等が生じた場合も戻入をしないのが慣習である。そのため、支払い及び精算制度が国の会計制度になじまない
- b. 日本支社の対応に不安がある
- c. 安定供給が保証されない

すなわち、さきにあげた競争契約方式を阻む理由と共通する理由が多いことがあげられる。外資系企業はこれまで私立大学等の一部においては実績があるものの、その評価は様々であった。当社が世界的な取次業者としての実績と歴史を有しながら、わが国への進出が遅れていた要因は、会計制度の問題もさることながら、企業側としては日本法人の対応に問題があり、一方大学側としては従来通りの日本的サービスへの期待が前提となってきたといえよう。

上述のような国の会計制度の制約にもかかわらず、これまで許容されてきた解釈の範囲内において、外資系企業の参入をも前提とした競争原理を導入することとなった事例が昭和63年度において2大学においてみられた。そのあらましについて次に紹介する。

価格面での競争については、前年度において書店の選定を行うための実質的な競争を行い、その結果得られた参考価格をベースに相手方と価格協議を行う。正式な競争入札によるのではなく、見積り合わせによって得られた最低価格の業者と購入契約を結ぶため最終的には随意契約の形となるが、その過程は競争の実態を伴っている。

安定供給の実現に関しては、大学側の努力による面が大きいといえよう。すなわち、予約（仮発注）の早期化、書誌事項の整備等が重要となってくる。さらにコンピュータを導入している図書館については契約書店に各種のデータを提供するなど、書誌調査、欠号防止対策にこれまでとちがった対応、努力を行うことで安定供給を実現することにつながると考えられる。

外資系企業側は国の会計制度上の問題点は許容する方向に改善され、むしろ大学側が安定供給にどの程度信頼をおくのかという点に外資系企業の参入（あるいは導入）を決める要因が移ったといえる。調査の結果、供給システムは海外本社が総合的に管理し、欠号は本社がチェックインをした時点で掌握し、出版元へただちにクレーム処理を行うという実績が一部私立大学等では既に証明されていた。

### （３）競争原理導入の方法と結果

外国雑誌の購入の実態が国の会計制度となじまないことは前述したとおりであるが、現実には仮発注行為から随意契約までの流れが既成事実として定着している。今回の事例の特徴は、矛盾は矛盾としてその事実を踏まえ、変則的ながらも法令の趣旨を具体化しようとしたことである。つまり、法令との整合性を意識した形式的な議論ではすでに限界があるため、一步踏み込んだ実質的な競争原理の導入を実現することにより法令の趣旨をより生かし、不十分ながらも外国出版物の購入をめぐる内外の批判への対応を試みたものと考えられる。

まず、競争原理導入を図る場合、これまでの経験から判断すると現実問題として外資系企業の参加が得られない限り、国内の書店の固い結束の前に実現をみないことは必至である。そういう意味ではわが国では競争原理の導入と外資系企業の参入という問題が実は車の両輪としての性格をもっている。この点で、これまで国の会計制度への対応が困難とされていた外資系企業の中にも日本市場への参入のために方向を転換する動きがあったこと、また、すべてではないが国立大学以外の納入実績でも相応の評価が得られたこと等により、外資系企業の参加を得て外国雑誌購入における競争原理導入の展望が開けた。

つぎに、契約対象業者の変更に伴う安定供給の確保については、最も配慮されなければならないことであろう。しかし、現在でも国内の書店がいわゆる総代理店ものを除き、基本的には物流に関与していないことを考えると絶対的な保証はない。もちろん実績による評価の重要性は論をまたないが、反面、国内の書店の場合は新規参入の事例が必ずしもないわけではない。確かに従来から外資系企業の評価は一定していな

いことも事実であるが、極論すれば国内でも有力書店を除くと日本語が通じることが唯一の安心材料であるようなところもある。それ以上にサービスに格段の差があるにもかかわらず価格競争がなされない不合理性も指摘されるところである。

納入の安定性を確保するためには相手方の経営規模やシステムの事前調査は当然のことであるが、仮発注の早期化や書誌事項の整備等、発注者側の努力によって解決できる点もあるように思われる。図書館としてもコンピュータ化のメリットを十分に活用して各種のデータを提供したり、書誌調査や欠号防止対策などにこれまで以上の努力が必要である。この負荷はマイナス要因としてではなく、図書館として適正な価格で外国雑誌を購入し、迅速に利用者に提供するための本来的な業務として再認識しなければならないだろう。

1989年版の外国雑誌の購入契約に際して、複数業者による見積り合わせが行われ、実質的な競争方式を導入し、結果として外資系企業の参入事例が2大学であった。その契機、内容等に違いがあり、また、正式な競争入札ではなかった点から厳密な競争契約とは言えないかも知れないが、見積り合わせによって得た結果を次表に要約して報告するとともに、2大学の事例の内容と評価の要約を紹介する。

<表1> 1989年版外国雑誌見積り結果一覧

	A大学	B大学
競争方式	参考見積り合せ	
見積り単位	通貨別（ドル、ポンド、マルク、ギルダー、その他）	分野別（医学系 [アメリカ]、医学系 [ヨーロッパ]、社会工学系）
見積り総点数	2,415 点	783 点
見積り方法	1988 年版の価格を指定期間の平均為替レートをベースに見積りする。	
契約対象業者選定方法	日本円総額が最低であるもの。 結果は日本向け外貨に対する係数に置き換える。	
係数	ドル 1.140 ポンド 1.114 マルク 1.100 ギルダー 1.080 その他 1.105	医学系 [アメリカ] 1.115 医学系 [ヨーロッパ] 1.130 社会工学系 1.119
契約相手	国内 1 件、外資系 4 件	外資系 3 件
契約方法	随意契約	

## 1) A大学の事例

### (方法)

- 1 見積対象を1988年度前金払雑誌の約70%に限定した  
理由：初めての試みであり、とりあえず納入が良好で価格が判明しているものにした。また、既存書店に配慮して、前金の30%と後金払雑誌を留保し、機会を多くした。
- 2 通貨別に5つの見積単位を設定した  
(ドル、ポンド、ドイツ・マルク、ギルダー、その他)  
理由：事務処理が比較的簡便である  
同一発行国、出版元をグループ化しやすい
- 3 「円建て雑誌」は「外貨建て」で購入することとし、発行国により機械的に上記2の通貨に分けた  
理由：「円建て雑誌」の問題に解決の糸口を見出したい  
外資系では特殊な出版社を除き基本的に「外貨建て」で供給している  
国内の書店の中でも並行輸入をしている例がある
- 4 事前に各見積単位について、1タイトルごとに巻号、外貨（出版元国内定価）、見積価格の調査をさせた  
理由：調査能力ひいては供給能力を把握する  
予定価格に出版元ディスカウントを盛り込むため出版元国内価格をベースとした
- 5 調査にあたっては、1988年度契約の巻号について、昭和63年6月期の各通貨平均レートを適用させた  
理由：1989年度版の価格が判明していない  
最終的には係数に置換するので日本円には拘束されない
- 6 参考見積合せに先立ち一般（指名）競争参加資格の認定を義務づけた  
理由：書店によっては従来の実績をはるかに上回る契約額になることがあるため財務内容を把握したい  
入札ではないが形式的要件を整えておく方がよいと判断した
- 7 参考見積合せは公開とした  
理由：不透明さを排除して参加各社の協力に応えるため  
予定価格の範囲に達しない場合でも見積最低金額を公表することにより2回目以後の見積に資する可能性がある  
各社に実情を知らせることは今後の展開にも有益である



- 8 予定価格の範囲内で最低価格を提示した書店を優先的に価格協議の対象業者とする

理由：協議に応じない業者があれば次順位の業者と価格協議を行うことができる

- 9 最低価格は暫定的に係数に置換し、それを目安として為替の変動や他大学の動向などの諸情勢を勘案して協議の上決定する

理由：見積時期と実際の送金時期とで相当の開きがあるので双方の危険を回避するため

他大学の動向を知ることで有利な状況を保持できる

(予定価格)

63年6月期為替レート、1988年度前金払いの係数、通貨別購入外貨額をもとに出版元ディスカウントを加味して算出した。

(結果)

ドル、ポンド、ギルダーおよびその他の通貨は外資系書籍取次業者が、ドイツマルクは国内の書店が最低価格を提示し、暫定係数1.08から1.14(通貨別に異なる)の範囲で協議が成立し、係数の最終確定は平成元年3月末とした。

(効果)

- 1 外資系企業の競争参加に伴い、国内の書店も競争に参加せざるを得なくなった。
- 2 国内の書店でも内容によっては外資系書籍取次業者に対抗できる。
- 3 係数が0.04から0.1低くなり、大幅な経費節減となった。
- 4 「円建て雑誌」が「外貨建て」となり、この面でも経費節減が期待できる。

## 2) B大学の事例

(方法)

1989年価格が確定していないこともあり、1988年原価を基に直近の為替レート(10月3日~14日の平均レート)を基準として見積ることとした。また、国内業者と外資系業者で原価に違いを生じることがあり得る(Foreign Price と Domestic Price の価格差)ので、業者の決定は、係数ではなく、円換算価格と総額によることとした。

今回対象とした雑誌は、大学にとってより有利な条件で契約を行うため、出版された地域(国)及び学問分野によって、i)医学分野・米国もの(309点) ii)同・ヨーロッパもの(303点) iii)社会工学分野(171点)の3つのまとまりとした。

#### (予定価格)

雑誌の原価に基準レート及び1988年の納入実績に出版元ディスカウントを加味して算出した係数を掛けて予定価格とした。但し、原価は公平性を図るため、Foreign Price に統一した。円建て雑誌についてはすべてカタログ等により原価を算出した。

#### (結果)

外資系業者が、納入実績より10%前後低い係数で3件とも落札した。ただし、この係数は大学側で調査した原価から逆算したものであり、外資系業者が見積の基礎とした原価ではないので、1989年契約価格の算出にあたっては、そのあたりの事情をふまえ、大学に不利にならないよう原価の確認が必要となる。

#### (4) 外資系企業の特徴

##### 1) A社の場合

A社はオランダに本社を置く世界的規模の雑誌取次業者である。同社の日本支社では日本国内で受注した外国雑誌の予約リストを本社に送付する。本社では世界各国から集まった予約をとりまとめ、各出版社にバルクオーダーする。各出版社にはユーザー名を通知しないのでいわゆる「円建て」誌の並行輸入も可能である。英国と西ヨーロッパの雑誌は出版社から発行の都度、オランダ本社に直送され、オンラインシステムによりチェックインとクレーム処理が行われる。アメリカ、カナダのものは北米事業所に集められ、本社と連携するオンラインシステムに登録される。一方、雑誌は毎日の定期便でオランダ本社に空輸される。オランダ本社では世界各地から集荷した雑誌を各顧客毎にパッキングリストとともに梱包し、通常週一回の頻度の航空便(SAL)で各顧客宛に発送する。

A社の雑誌代金の請求は原則として出版社の出版元価格(Domestic Price)に取扱手数料を加算し、それに受入管理料をかけ、輸送費(実費)を上乗せする方式による。但し、出版社より出版元ディスカウントがあるものは、その額に応じて取扱手数料を減額される。受入管理料はA社との契約タイトル数に応じて10~15%である。

##### 2) B社の場合

B社は米国に本社を置く世界的規模の雑誌取次業者である。同社の日本支社では日本国内で受注した外国雑誌の予約リストの内、アメリカで発行される雑誌は米国本社に、ヨーロッパのものは欧州支社に発注する。アジアで発行される雑誌等日本支社が直接取り扱うものもある。本社及び支社ではユーザー名を付してオーダーする。輸送方法も出版社から通常の輸送方法(主に船便)で日本支社宛に送られる。但し、日本

に総代理店がある雑誌については米国本社あるいは欧州支社宛に送付され、そこから定期的に日本支社宛にエアカーゴで再送される。すなわち並行輸入である。

日本支社に入荷した雑誌はここでチェックインされ、各顧客別のパッキングリストが作成される。その際、欠号等が発生した場合はクレーム処理が行われる。日本支社で導入している雑誌管理のデータベースは本社で作成されたものであるが、本社とのオンライン処理は行われていない。チェックインの済んだ雑誌は前記リストと共に各顧客宛に宅配される。

B社の顧客向け価格構成は出版社から日本支社に直送される雑誌については出版元価格 (Foreign Price) に取扱手数料 (定率) を掛けた額となる。米国本社あるいは欧州支社に集荷するものは各地の出版元価格 (Domestic Price) に取扱手数料 (定率) を掛け、さらに輸送費 (実費) が加算される。出版社との代金の決済は米国本社あるいは欧州支社が行う。取扱手数料は雑誌価格の 15% 程度である。日本支社には決済をした小切手の写しが送付され、それによりクレーム処理等を行う。

米国本社あるいは欧州支社と日本支社との決済は毎年 3 月に日本から輸出している出版物の代金とで相殺精算している。

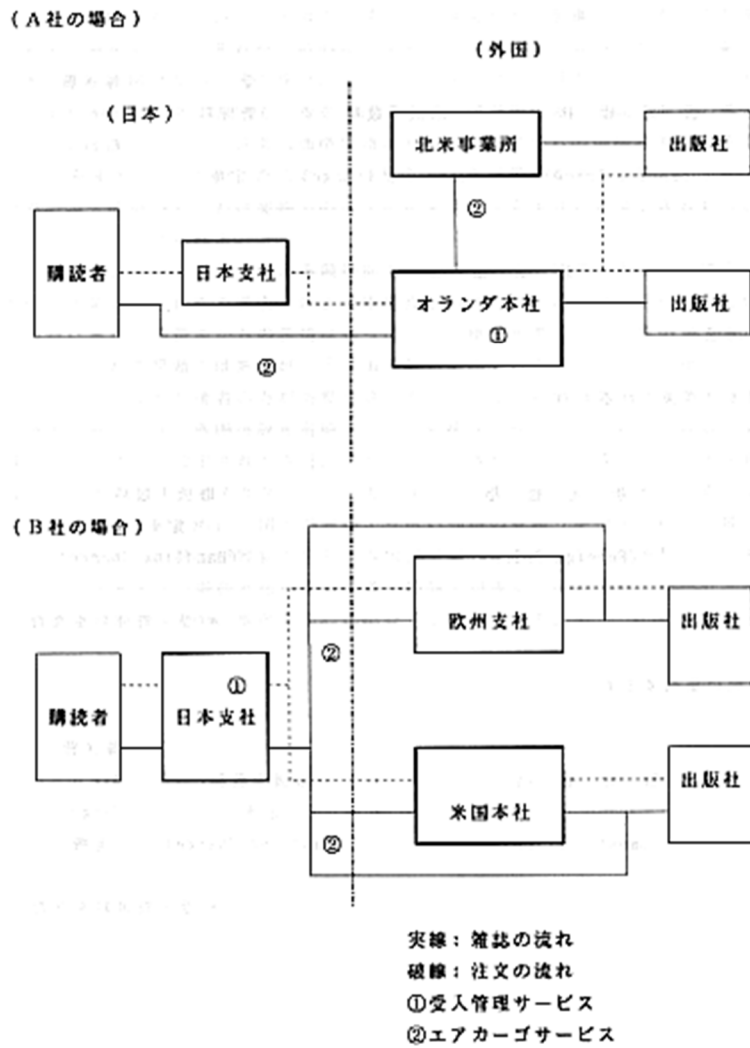
外資系業者の受入管理付外国雑誌の供給方式は、従来の出版者直送と違って雑誌取次業者が雑誌のチェックインとクレーム処理等を図書館に代わって行うもので、定員の削減、大学図書館の公開に伴うサービスの拡大等大学図書館を取り巻く厳しい情勢の中で業務の省力化につながるものであり、外国雑誌流通の新しい方向を示すものともいえる。(注)

受入管理システムは、雑誌の流通を変えるだけでなく、そこで蓄積された豊富なデータを利用して雑誌の発行状況や受付、クレームの処理状況等をオンラインネットワークで直接ユーザーにアクセスさせるものである。

(注) Kit Kennedy: The Cost of Global Serials; Pricing and Costs of Monographs and Serials. Haworth Pr. 1987, pp.79-89.

Kennedy 氏は、情報化社会における雑誌の流通形態を Users(Library)--Suppliers (Vendor)--Sources(Publisher) の関係に分析し、Suppliers を単なる雑誌の供給業者ではなく、オンラインネットワークを駆使して出版者に代わって出版情報等の提供を行う中心的な存在と位置づけている。

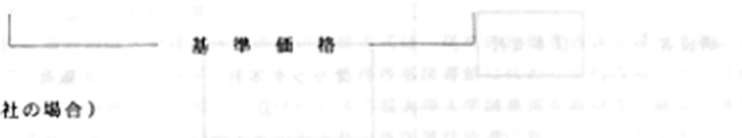
<図 1> 外資系雑誌取次業者の流通形態



<図2> 外資系雑誌取次業者の価格構成図

(A社の場合)

版元価格 (Domestic Price)	取扱手数料 (Handling Charge)	受入 管理料 (定率)	輸送費 (Air Cargo) (実費)
--------------------------	----------------------------	-------------------	-------------------------------



(B社の場合)

日本に直送されるもの



## 2. 外国図書購入における競争原理の実現

国立大学図書館において外国図書の購入に競争契約方式を適用した例はこれまでも若干先例があるが、それが一般的な方法として定着してこなかったのは、第一次報告書で述べた随意契約方式の採用に係る主たる理由に立ち帰ることとなる。にもかかわらず昭和62年度において、複数の国立大学の図書館において競争原理の導入が実現できた要因としては、通常の価格協議においては従来からの価格水準を大きく打ち破ることができてこなかったこと、及び昭和62年度第一次補正予算にともなう外国図書の購入機会がとりわけ契約上のスケールメリットを十分に発揮できるものとなったことなどがあげられる。

さらに外資系企業の参入による競争拡大の面についても無視できない。従来、国内書籍取次業者（いわゆる書店）による価格設定の基本は「書店換算レート（定価）」の維持にあり、消費者からの苦情はもっぱらその価格水準の高さに集中してきた。後でも触れられる問題でもあるが、「外国出版元定価」と書店の「仕入原価」とは当然異なった（すなわち後者の方が当然安価なものとなる）数値であるにもかかわらず、









































































































